
さいたま市部活動の在り方に関する方針

平成30年8月



さいたま市教育委員会

目次

市方針の策定の趣旨等について	1
1 適切な運営のための体制整備	1
2 部活動の適切な休養日の設定について	3
3 望ましい指導の在り方	3
4 事故防止について	5
5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	6
おわりに	6

市方針の策定の趣旨等について

- 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。
- また、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 本市でも、生徒のやり抜く力（Grit）、学び続ける力（Growth）、国際社会で活躍する力（Global）を育成する場として、部活動の意義を高く評価しているものの、部活動を含めた教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題となり、部活動の持続を困難にしているのも事実ある。この問題について、部活動を持続可能なものとするべく、早急に改革に取り組む必要がある。
- スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。
- そこで、市教育委員会では国のガイドラインに則り、「さいたま市部活動の在り方に関する方針」（以下「市方針」という。）を策定した。なお、市方針では、学校におけるすべての部活動を対象とした方針としている。
- 市方針では、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。
- 市方針の基本的な考え方は、国のガイドラインに則ったものであり、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の部活動についても市方針を原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 市教育委員会は、市方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

- ア 校長は、市方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 部活動指導員の活用

教育委員会は、中学校及び高等学校の部活動を充実及び活性化させるとともに、教員の負担軽減を図るために部活動指導員を任用し、各学校の実情及び要望を踏まえて配置する。

ア 部活動指導員の職務

部活動指導員は、配置される学校の部活動の指導方針及び指導計画の下、部活動に関する次に掲げる職務を行う。

- (ア) 大会、コンクール、練習試合等に係る生徒の引率及び監督
- (イ) 安全・障害予防に関する指導及び生徒指導に係る対応
- (ウ) 実技指導
- (エ) その他配置校の校長の指示による業務

イ 部活動指導員の資格要件

部活動指導員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号に掲げる者を除き、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、教育委員会が部活動指導員名簿へ登録する。

- (ア) 教育職員免許状若しくは部活動の競技種目の指導免許等を有している者又はスポーツクラブ若しくは部活動での指導経験がある者
- (イ) 専門的知識及び技能を有し、生徒に適切な指導が行える者
- (ウ) 健康状態が良好で、一年を通して職務が行える者
- (エ) 学校教育に理解があり、生徒の健康面、安全面及び学習面について配慮ができる者
- (オ) 20 歳以上の者

ウ 部活動指導員の職務遂行上の留意点

配置校の校長は、部活動指導員が指導方針及び指導計画の下、円滑に職務を行うことができるようにするため、連絡調整担当者として顧問教諭を置くものとする。

部活動指導員は、職務遂行に際し、次に掲げることに留意するものとする。

- (ア) 指導員は、任用開始前に委員会が実施する研修会を受けること
- (イ) 指導員が単独で指導及び引率の職務に当たる場合は、顧問教諭及び管理職と連絡が取れるようにしておくこと
- (ウ) 指導員は、部活動の指導内容、生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について顧問教諭と情報共有を行い、連携を十分に図ること

2 部活動の適切な休養日の設定について

(1) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は、休養期間とする。

ウ 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。

(3) 高等学校においては、さいたま市立高等学校「特色ある学校づくり」計画に基づき、学校経営方針、地域の実態を踏まえ、(1)及び(2)に準じて休養日を設定する。

(4) 休養日の設定に当たっては、保護者の要望なども取り入れながら設定すること。

また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応すること。

3 望ましい指導の在り方

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動の指導において、部活動顧問や部活動指導員等による以下の例のような発言や行為は体罰等として許されないものである。

運動部活動での指導のガイドライン

『運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査報告書」より』

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ①殴る、蹴る等。
- ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・長時間にわたっての無意味な正座、直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませず長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
なお、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要である。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等と踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 事故防止について

(1) 事故防止の徹底について

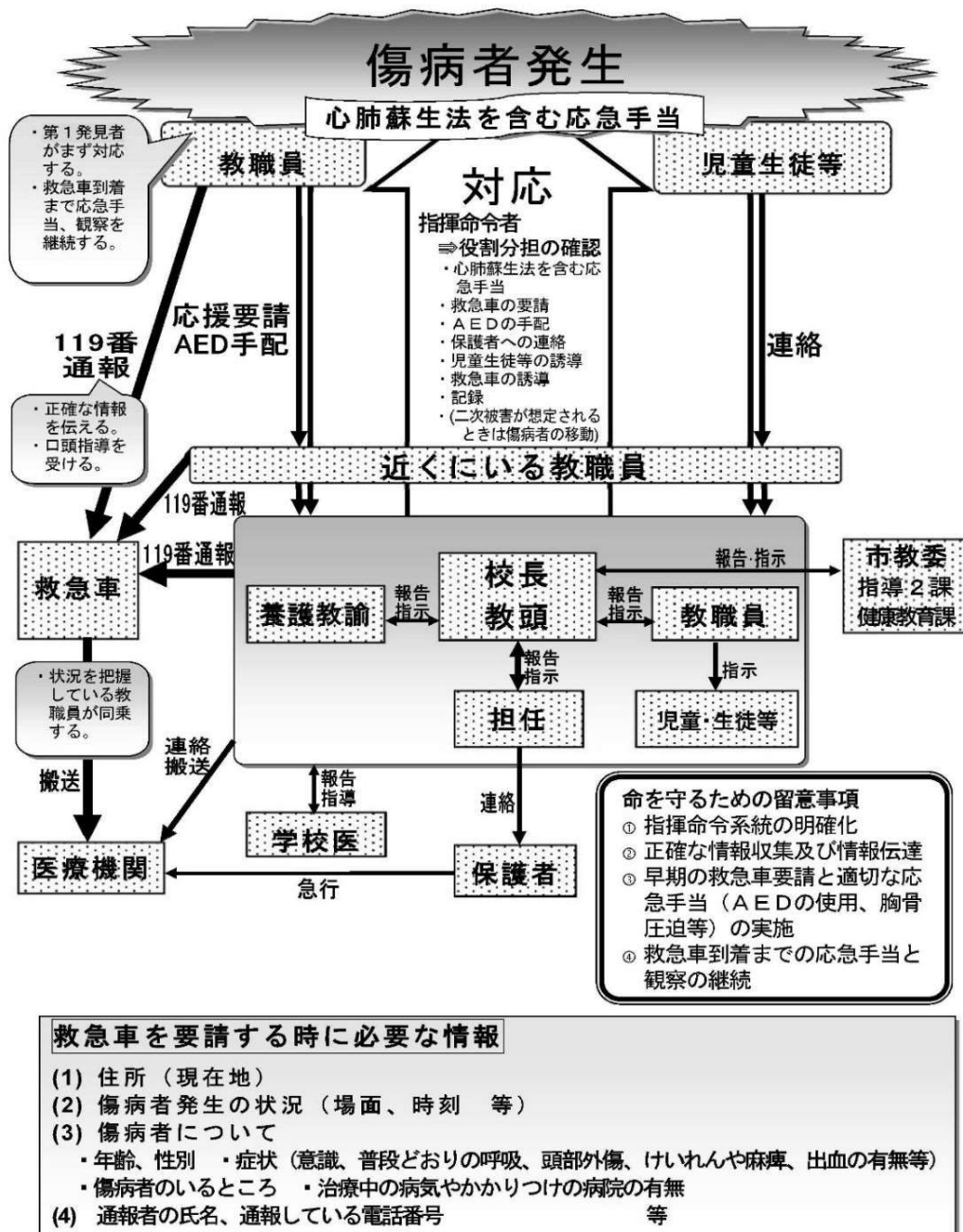
スポーツは常にけがの危険と隣り合わせにあるため、生徒の安全を第一に考え、活動中はもちろん、用具の準備や準備運動などの事前の準備段階から事故防止と事故発生時を想定した対応まで、万全の体制づくりが必要である。

(2) 熱中症事故の防止について

- ・気象庁の高温注意情報等が発せられた時間帯における活動は控えること。
- ・活動前に適切な水分補給を行うこと。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

(3) 危機事案への基本的な対応

『さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】より』



5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者と協議し、各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安等を定める。
- (2) 校長は、上記(1)の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

おわりに

- 市方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、教育委員会は、部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。